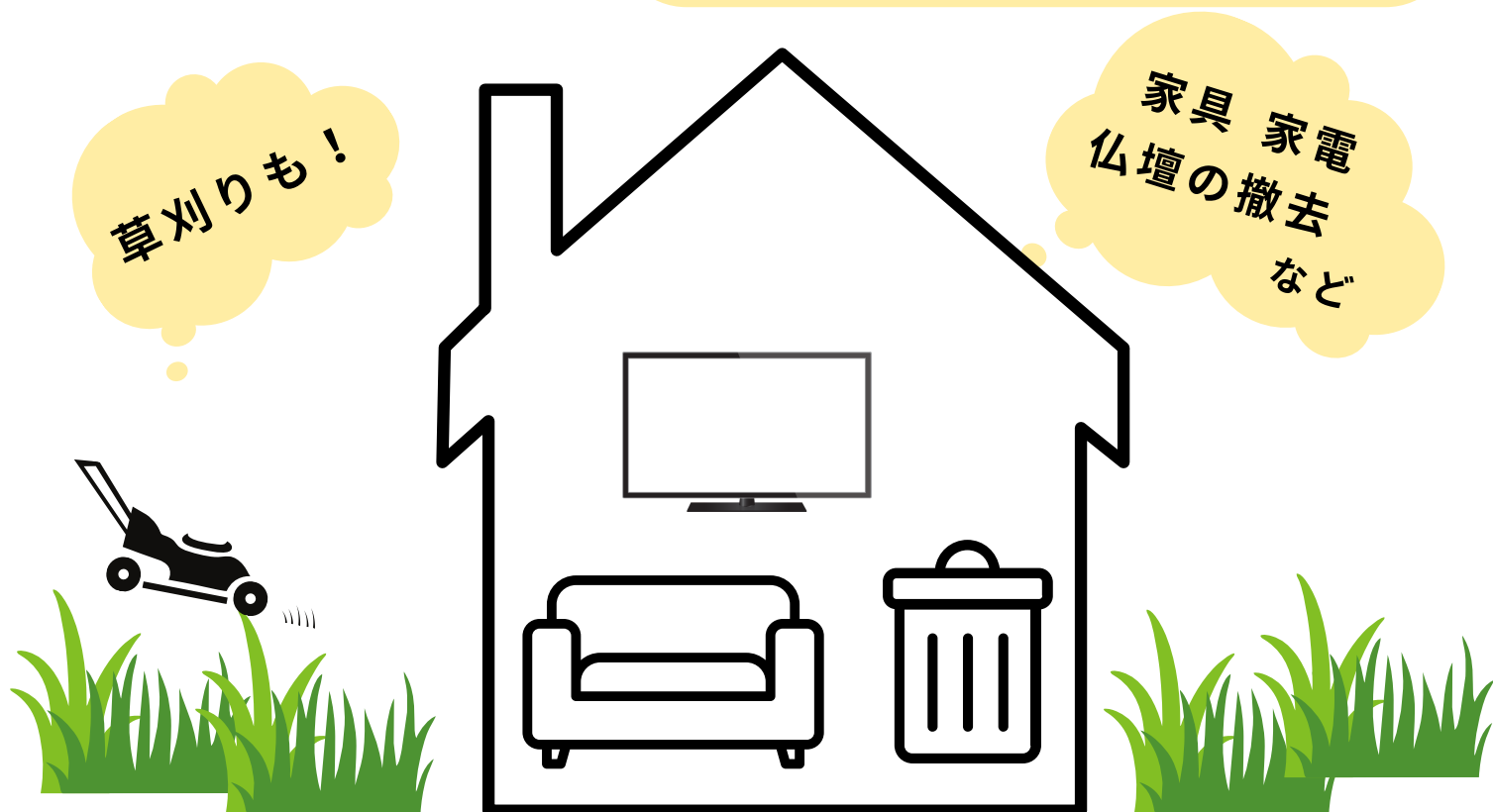


空き家バンクに登録して
契約された方対象！

空き家家財道具等 処分費用補助金



補助金

補助対象経費の2分の1以内（上限10万円）

対象費用

ごみ・家電・仏壇等の処分費用
敷地内の樹木伐採・草刈り費用 など

対象者

- ・ 空き家バンクに登録し、売買賃貸借契約が成立した方
- ・ 市税の滞納がない方
- ・ 家財道具等の処分を市内の事業者で実施すること

市HPはこちら



担当窓口

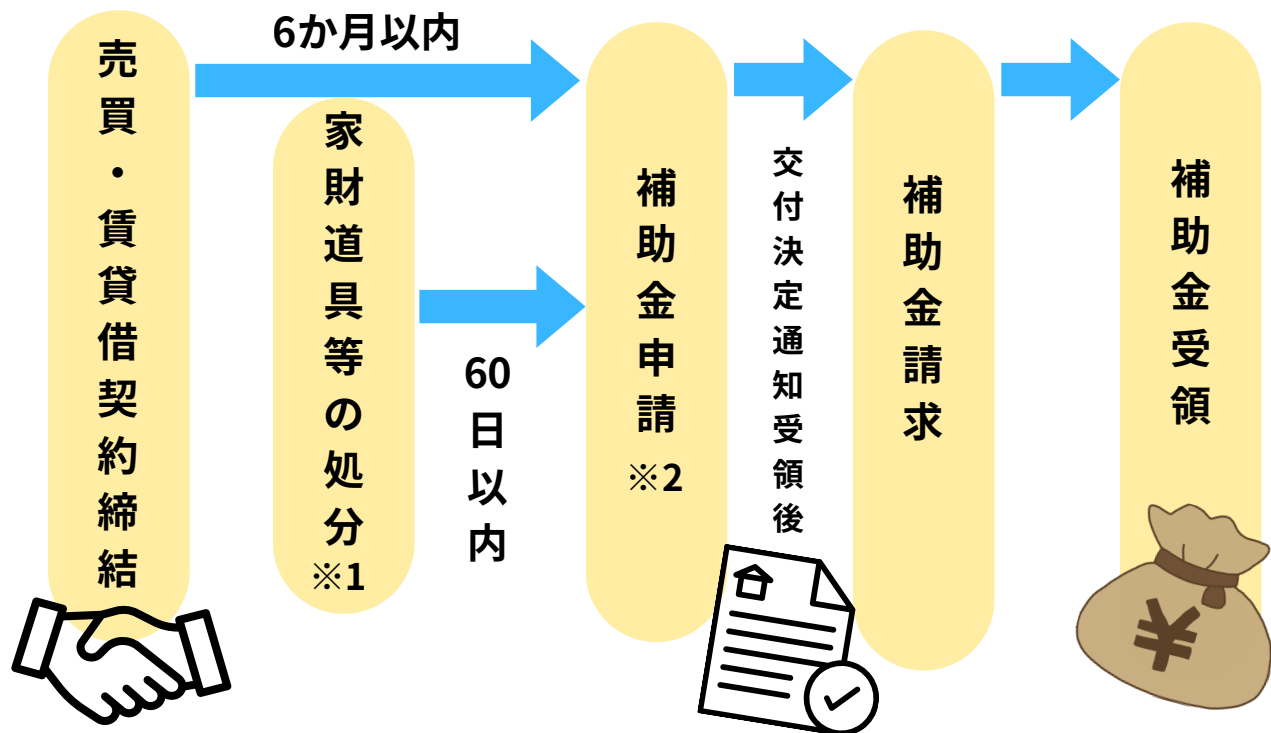
土岐市役所 地域振興部 市民活動課

TEL：0572-54-1111（内線：357）

Mail：katsudou@city.toki.lg.jp

手続き

申請の流れ



事業者 ※1

1. 家財道具の処分業者：以下3社

(株) 愛幸商店 ☎ 55-5072

衛藤産業 (株) ☎ 44-8150

(有) ダイセン ☎ 55-7181

2. その他(草刈り等)：市内で事業を営む法人または個人事業者

申請時に必要な書類 ※2

- ☐ 土岐市空き家家財道具処分費用補助金交付申請書
(HPからダウンロード可)
- ☐ 空き家の売買契約書または賃貸借契約書の写し
- ☐ 家財道具等の処分等を行う前・行った後の状況写真
- ☐ 領収書の写し (内訳がわかるもの)
- ☐ 同意書 (HPからダウンロード可)

